

作成年月日	令和3年2月8日
作成部局 課室名	健康福祉部社会福祉局 社会福祉課

ひょうご健康福祉白書（令和2年版）の発行

1 趣旨

少子高齢化の進展、社会保障制度の改革など、保健・医療・福祉を取り巻く状況は目まぐるしく変化している。

また、令和2年3月から新型コロナウイルス感染症が県内でも拡大し、長期化する中、医療提供体制や検査体制の充実、感染拡大防止対策を図る一方で、「3密」（密閉・密集・密接）の回避や身体的距離（ソーシャルディスタンス）の確保、マスクの着用といった「新たな生活様式」が定着するなど、県民の生活に大きな影響を及ぼしている。

このような中、県では、全ての県民が生涯を通じて健康でいきいきと暮らせる安全安心な健康福祉社会の実現を目指した取組を行っているが、今後ますます保健・医療・福祉を充実させていくためには、県民一人ひとりの協力が不可欠である。

これらのことから、県の多岐にわたる健康福祉行政について、県民に分かりやすく伝えるため、「ひょうご健康福祉白書」を発行し、県ホームページで公表する。

2 内容

◎ はじめに（P1～3）

白書の構成、施策の体系、施策の概要等を記載。

◎ 第1章 トピックス（P4～35）

最近の保健・医療・福祉をめぐる主な取組について紹介。

I	新型コロナウイルス感染症対策の推進
II	国民健康保険運営方針の改定
III	福祉介護人材の確保
IV	県立福祉のまちづくり研究所の取組と成果
V	子ども・子育て支援の推進
VI	児童虐待防止等の推進
VII	ユニバーサル社会づくりの推進
VIII	ひきこもり対策の総合的な推進
IX	医療ビッグデータを活用した健康づくり
X	食の安全安心の推進と食品衛生法改正への対応

◎ 第2章 施策の取組状況（P36～199）

「施策の概要」の施策体系ごとに、各事業の取組内容等について掲載。

◎ 第3章 施策の進捗状況（P200～205）

各施策の目標値と実績、評価について記載。

◎ 用語解説（P206～221）

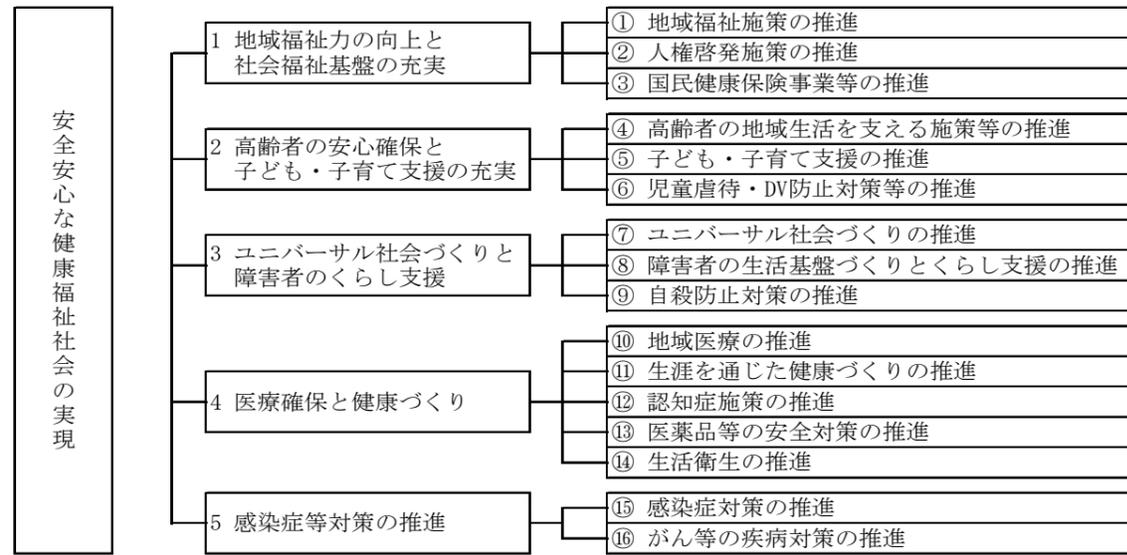
白書の中での重要用語等を取り上げ、簡潔に解説。

3 ホームページアドレス

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf28/hakusho02.html>

<問い合わせ先> 健康福祉部 社会福祉局 社会福祉課 政策班
TEL 078-362-9112

安全安心な健康福祉社会の実現を目指し、5つの柱のもと16の施策を展開する。



II 国民健康保険運営方針の改定 (P9~10)

県と市町が共通認識のもと、一体となって国保の財政運営の安定化、事務の標準化、広域化及び効率化を推進するための方向性及び取組を定めた「兵庫県国民健康保険運営方針(国保運営方針)」を策定している。

第1期対象期間(H30.4.1~R3.3.31)が経過することから、市町等との協議を経て、これまでの取組状況や課題をふまえ、第2期の国保運営方針(R3.4.1~R6.3.31)を検討する。

今回は、将来的な「同一所得・同一保険料」を目指した納付金算定における統一、医療費適正化等のインセンティブ制度(県繰入金)導入、赤字削減・解消の取組や見える化、特定健診・がん健診の受診率向上、データベースを活用した保健事業の充実などを盛り込む。

〈目指す方向性・主な取組〉

目指す方向性	主な取組
①国保財政の安定的な運営	○保険料率の適正な設定による収支均衡又は黒字化 ○赤字削減・解消の取組、見える化 ○財政安定化基金の活用
②保険料水準の統一	○納付金算定方式の設定 ・市町毎の所得と世帯構成に応じた平準化 ・医療費適正化等のインセンティブ制度(県繰入金)の導入 ○標準的な保険料算定方法の設定 ・3方式への令和6年度までの統一 ・子どもに対する均等割保険料に関する検討
③保険料徴収の適正な実施	○保険料規模別の目標納率の設定 ○口座振替制度の推進
④保険給付の適正な実施	○レセプト点検の充実強化 ○療養費の適正化 ○第三者行為求償事務の取組強化
⑤医療費の適正化	○特定健診、特定保健指導の受診率向上 ○生活習慣病(糖尿病性腎症等)の重症化予防 ○がん検診の受診率向上
⑥市町事務の標準・広域・効率化	○相対的必要給付の水準の統一 ○第三者行為求償事務等の共同実施
⑦保健医療・福祉サービスとの連携	○データヘルスの積極的な推進 ○国保における地域包括ケアの推進に資する取組

III 福祉介護人材の確保 (P11~13)

1 介護ロボット等の導入支援

ICT機器等を活用して介護記録から請求業務までを一気通貫で行うことができるシステムの導入支援を行うとともに、これらのシステムや介護ロボットの導入が効果的に実施されるよう、施設が業務改善のためのコンサルティングを受ける支援を併せて行い、介護業務の一層の生産性の向上を図る。

2 外国人介護人材の受入環境の整備

外国人介護職員に向けた日本語学習や介護技術研修、日本語学校等に在籍している留学生に対する介護のしごとの魅力を発信するための説明会を実施するとともに、令和2年度からは国際調整専門員を配置し、各国の送り出し機関等と連携しつつ、受入れの規模拡大や受入業務の迅速化など、より多くの技能実習生を確保できるよう受入体制の充実強化を図る。

3 ひょうごケア・アシスタントの導入促進

介護業務に接する機会がない高齢者、女性等の地域住民が、自分に適した就労の機会を得つつ介護業務の体験ができるよう、介護保険施設や在宅介護サービス事業所において、短期間で体に負担の少ない介護の周辺業務等に従事する「ひょうごケア・アシスタント制度」を令和元年度に創設し、150名程度が登録。



4 県立総合衛生学院介護福祉学科の運営

本校で養成した専門性の高い人材が介護職員のリーダーとして活躍することを通じて、介護分野への県民の認知・評価を高め、より多くの方が介護分野に興味を持ち、就業や資格取得に進んでいただくことを目指す(定員40名×2年制)。

5 将来の担い手の確保

若年層への情報発信や子ども向け施設での介護業務体験パビリオン出展支援により、将来の担い手となる小・中・高校生等やその保護者・教員に向けて介護業務の魅力発信し、長期的な視点での介護人材確保対策を推進する。

第1章 トピックス

最近の保健・医療・福祉をめぐる主な取組について

I 新型コロナウイルス感染症対策の推進 (P4~8)

入院病床の確保や外来・検査体制の強化、医療用マスク・防護服等の確保など万全の医療・検査体制の構築、感染防止対策を進める。

1 感染拡大防止に向けた主な取組

感染者の発生状況に応じて、フェーズ毎に体制を強化するシナリオを用意し、必要な病床を確保する。

また、「帰国者・接触者外来」を75機関設置するとともに、保健所を介さず検査を行う「地域外来・検査センター」を8カ所設置している。

さらに、地方衛生研究所のほか医療機関や民間検査機関のPCR検査機器の活用及び導入支援等により、4,050件/日の検査件数を確保している(R2.12月末現在)。

2 インフルエンザ流行期に備えた対応

インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症の同時流行に備え、院内感染対策や検査体制が整った医療機関を「発熱等診療・検査医療機関」として1,042カ所(R2.12月末現在)を指定し、地域の診療・検査体制の充実を図っており、引き続き指定を拡大していく。

3 社会福祉施設への支援

入所施設でのオンライン面会に必要なICT機器の整備等を支援するとともに、入所施設等で感染者が発生した際の職員不足に対しては、他施設等の職員による応援が可能となるよう、「応援スキーム」を構築し、2施設を応援した。

4 特別な支援を要する県民への支援

親が新型コロナウイルス感染症の陽性かつ子ども等が陰性で監護できる親族がない場合に、本来の一時保護所ではなく、サテライトを確保し、4名を受け入れた。



	感染小前期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2
目安 新規陽性 患者数 (1週間平均)	10人未満	10人以上 (警戒基準)	20人以上	30人以上	40人以上
体制構築 の考え方	15人/日の新規患者 数発生に対応	20人/日の新規患者 数発生に対応	30人/日の新規患者 数発生に対応	40人/日の新規患者 数発生に対応	55人/日の新規 患者数発生に 対応
病床数	200床程度 うち重症40床程度	300床程度 うち重症50床程度	400床程度 うち重症70床程度	500床程度 うち重症90床程度	650床程度 うち重症120床 程度
宿泊療養	200室程度	200室程度	300室程度	500室程度	700室程度

※「感染拡大期2」を超えた場合には、「感染拡大特別期」として、病床数を750床程度~(うち重症120床程度~)、宿泊療養施設を1,000室程度~確保

IV 県立福祉のまちづくり研究所の取組と成果 (P14~16)

1 実践的な研究開発等

介護や医療等の現場ニーズに即した研究開発に取り組み、障害者や高齢者等の自立支援・社会参加に資する研究成果を企業や社会福祉施設等と共同して商品化（改良型筋電義手・自立支援機器等）を図っている。

また、ロボット技術を活用した新たなリハビリ手法の開発等に取り組み、病院等の臨床現場との近接性を活かし、医療・介護用リハビリロボット等の拠点化を推進している。



【改良型筋電義手（成人男性用）】

2 万寿の家における介護ロボット塔の導入促進に向けた取組

県内最初の特別養護老人ホームである「万寿の家」の移転建替（R2.10）に合わせて、先端機器や介護ロボット等を導入し、その導入効果の情報発信を行う研修・体験拠点を整備した。

V 子ども・子育て支援の推進 (P17~20)

1 幼児教育・保育の無償化への対応

令和元年10月の子ども・子育て支援法の一部改正により、全ての3~5歳児、住民税非課税世帯の0~2歳児を対象に幼稚園・保育所・認定こども園・認可外保育施設等の費用を無償化している。

また、ひょうご保育料軽減事業（県単独事業）を拡充し、さらに子どもを生き育てやすい環境を整備する。

2 保育ニーズへの対応

女性の就労意欲の高まり等による需要の喚起などで、保育所等の利用申込者は4,441人増加した。他方、保育所等の定員を4,847人（企業主導型保育事業1,266人を含む）拡大し、約11万5千人を超える定員を確保できた。今後とも、女性の社会進出を後押しするため、更なる保育所などの子育て環境の充実を推進する。

3 「ひょうご子ども・子育て未来プラン」の策定

令和2年3月に少子対策及び子ども・子育て支援に関する基本計画である「ひょうご子ども・子育て未来プラン（R2~R6年度）」を策定し、新たなプランのもと、市町と連携・協働しながら施策を推進する。



VI 児童虐待防止等の推進 (P21~24)

1 支援体制の強化

相談支援体制の強化を図るため、計画的に児童福祉司の育成・配置を行うとともに、一時保護の急激な件数増加に対応するため、令和2年度、今後の一時保護所のあり方について、学識者、関係団体、医師、弁護士等で構成する「一時保護所のあり方検討部会」を設置し、複数配置や定員見直し等の意見が出され、一層の体制強化を図っていく。

2 家庭復帰等評価委員会の設置

家庭へ帰すかどうかなどの重要な決定を行う際は、「家庭復帰等評価委員会」に諮り、リスク防止のための安全防止装置を機能させる。

3 虐待の未然防止、早期発見

児童虐待が疑われるなどの気づきを匿名で連絡できる「児童虐待防止24時間ホットライン」や「ひょうご地域安全SOSキャッチ電話相談」を設置し、周知を推進する。



4 新たなこども家庭センターの設置

急増する児童虐待相談に迅速に対応するため、こども家庭センターの所管区域について見直しを図ることとし、現在は中央こども家庭センター（明石市）が管轄しているため地理的アクセスが不便な北播磨地域と、県こども家庭センターの中で虐待相談件数が最も多い阪神地域にこども家庭センターを新設する。

（R3.4新設）加東こども家庭センター、尼崎こども家庭センター

VII ユニバーサル社会づくりの推進 (P25~27)

1 ラジオや動画によるユニバーサル社会づくりの普及啓発

ひょうごユニバーサル大使の濱田祐太郎氏出演のラジオ番組やユニバーサル社会づくり動画コンテスト受賞作品を活用し、ユニバーサル社会づくりの推進に向けた普及啓発を実施する。

2 障害者のスポーツ・芸術文化活動の推進

障害者スポーツのさらなる振興を図るため、「ひょうご障害者総合トレーニングセンター（仮称）」を整備するとともに、障害者の文化活動の振興を図るため、原田の森ギャラリー常設展示スペース「兵庫県障害者アートギャラリー」をオープンした（R2.10）。



【ひょうご障害者総合トレーニングセンター（仮称）完成予想図】

3 障害者の情報取得等の促進

オーディオブック（録音図書）の充実強化、遠隔手話サービスを実施するためのシステム整備など体制整備等を図り、障害者等の生活に必要な情報の取得や利用、意思疎通の多様な手段の確保に関する取り組みを促進する。

VIII ひきこもり対策の総合的な推進 (P28~30)

1 市町相談窓口の設置促進

ひきこもり状態にある者やその家族からの相談があった場合に、適切な支援を行うため市町単位で迅速に関係機関との調整を行うことができるよう、ひきこもりの総合的な相談窓口の設置を全市町で促進させる。

2 市町を中心とした支援体制の構築

ひきこもりの状態の方の自宅を訪ねて居場所、福祉サービスや医療機関につながる「訪問支援（アウトリーチ）」を充実させるために、市町を中心とした支援チームづくりが進むよう、市町、ひきこもり総合支援センターや県健康福祉事務所、ピアサポーター、民生委員、NPO法人・ボランティア団体等との連携体制の構築を図る。

3 オンライン会議アプリを利用した居場所の設置

令和2年度から直接対面することがないオンライン会議アプリを利用した居場所を設置し、社会とつながるきっかけを創出する（9団体10コース）。



IX 医療ビッグデータを活用した健康づくり (P31~32)

1 ひょうご健康づくり支援システムの活用促進と人材育成

本県における健康ビッグデータNDB（特定健診データやレセプトデータ等）を活用して、行政における効果的な健康づくり施策の展開や、県や市町の担当者を対象にデータ活用能力向上研修会を開催する。

2 国保データベース（KDB）システムの活用

市町（国保保険者）がKDBシステムにおいて、加入者ごとの「健診」「医療」「介護」データを活用し、市町内の地区別分析、地区ごとの健康課題に対応した保健事業の対象者抽出や事業評価などを行えるよう、KDB補完システムを整備（機能拡充）し、市町の保健事業を支援する。

3 庁内連絡会議・組織横断的な取組の推進

部内関係各課、企画県民部や病院局の関係課と、施策の現状や課題、今後の方向性等の情報共有を図るとともに、組織横断的な連携・協働による政策形成に向けた意見交換等を実施する。

X 食の安全安心の推進と食品衛生法改正への対応 (P33~35)

1 食の安全安心の推進

食の安全性・信頼性の確保のため、食品関係施設の監視指導を行うとともに、営業者・調理従事者を対象とした衛生講習会、食の安全安心フェアを開催し、食品の安全性に関する正しい知識を普及することで、食の安全安心を推進する。

2 食品衛生法改正への対応

平成30年の食品衛生法改正により、原則としてすべての食品等事業者がHACCPに沿った衛生管理に取り組むこととなり、講習会開催や許可申請時の説明、県HPでの動画配信を通じて、食品等事業者へHACCPに沿った衛生管理導入を支援する。

第2章 施策の取組状況

各事業の項目ごとに、「施策の取組状況」として現状やこれまでの取組方策等を記載するとともに、「令和2年度の展開等」として令和2年度に重点的に取り組む事業等を記載している。

第1節 地域福祉力の向上と社会福祉基盤の充実

- | | |
|--|---|
| 第1項 地域福祉施策の推進 (P36~46)
1 地域福祉の推進
2 社会福祉法人等の安定的運営の支援
3 災害時の被災者支援
4 要保護世帯自立促進対策等の推進
5 戦傷病者・戦没者遺族等援護対策の推進 | 第3項 国民健康保険事業等の推進 (P53~64)
1 国民健康保険事業の概要
2 後期高齢者医療制度
3 医療費適正化計画の推進
4 福祉医療制度 |
| 第2項 人権啓発施策の推進 (P47~52)
1 啓発活動の推進
2 市町支援事業の推進 | |

第2節 高齢者の安心確保と子ども・子育て支援の充実

- 第1項 高齢者の地域生活を支える施策等の推進** (P65~84)
- 地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業への支援
 - 高齢者の生きがいづくりと社会参加等の支援
 - 介護保険制度の円滑な運営
 - 介護基盤の整備促進
 - 福祉介護人材の確保促進
- 第2項 子ども・子育て支援の推進** (P85~97)
- 子ども・子育て支援の総合的推進
 - 就学前の教育・保育と子育て支援
 - 多様な保育ニーズへの対応

- 第3項 児童虐待・DV防止対策等の推進** (P98~105)
- 児童虐待・DV防止対策の推進
 - 社会的養護の推進
 - ひとり親家庭等への支援

第3節 ユニバーサル社会づくりと障害者のくらし支援

- 第1項 ユニバーサル社会づくりの推進** (P106~120)
- ユニバーサル社会づくりの推進
 - 障害者の就労支援
 - 障害者の社会参加の促進
- 第2項 障害者の生活基盤づくりとくらし支援の推進** (P121~132)
- 障害者総合支援法の施行
 - 障害児・者施設の適正運営の確保等
 - 障害者への総合的な保健福祉対策の推進
- 第3項 自殺防止対策の推進** (P133~140)
- 本県の自殺者の状況と推進体制
 - 自殺対策の総合的推進

第4節 医療確保と健康づくり

- | | |
|--|--|
| 第1項 地域医療の推進 (P141~155)
1 保健医療計画・地域医療構想の推進
2 医師・看護職員確保対策の推進
3 医療体制の確保
4 医療安全対策・健康危機管理の推進
5 WHO神戸センターへの支援 | 第3項 認知症施策の推進 (P167~171)
1 認知症施策の総合推進 |
| 第2項 生涯を通じた健康づくりの推進 (P156~166)
1 健康寿命の延伸に向けた社会環境の整備
2 食の健康づくりの推進
3 歯及び口腔の健康づくりの推進
4 受動喫煙対策等の推進
5 健やか親子21(母子保健計画)の推進 | 第4項 医薬品等の安全対策の推進 (P172~177)
1 医薬品等の安全性確保対策
2 薬物乱用防止対策
3 血液確保対策 |
| 第5項 生活衛生の推進 (P178~187)
1 食の安全安心の推進
2 水道の整備と衛生対策
3 生活環境の衛生確保対策 | |

第5節 感染症等対策の推進

- 第1項 感染症対策の推進** (P188~194)
- 感染症対策
- 第2項 がん等の疾病対策の推進** (P195~199)
- がん対策の総合的推進
 - 難病対策及び原子爆弾被爆者対策

第3章 施策の進捗状況 (P200~205)

安全安心な健康福祉社会の実現に向けた各施策について、活力あるふるさと兵庫実現プログラムとして設定している数値目標の令和元年度取組状況は以下のとおりである。引き続き、取組状況を踏まえ、重点施策の計画的な取組を推進していく。

- (評価基準) ◎ 目標を超えて達成(達成率)100%超
 ○ 目標を概ね達成(達成率)90%~100%
 △ 目標をやや下回る(達成率)70%~90%未満
 ▲ 目標を下回る(達成率)70%未満

〈令和元年度の取組の進捗状況(成果指標の分布)〉

施策名	◎	○	△	▲	計	◎、○の割合
地域福祉力の向上と社会福祉基盤の充実	0	2	2	0	4	50.0%
高齢者の安心確保と子ども・子育て支援の充実	10	6	3	4	23	70.0%
ユニバーサル社会づくりと障害者のくらし支援	9	2	4	3	18	61.1%
医療確保と健康づくり	13	8	4	0	25	84.0%
感染症等対策の推進	0	2	0	1	3	66.7%
計	32	20	13	8	73	71.2%